

(議事－３)

令和８年度 福島県若年技能者人材育成支援等事業 実施計画 (案)

１．事業の実施体制等

区 分	事 項
(１) 地域技能振興コーナー	福島県地域技能振興コーナー ① 福島県の地域の窓口として、福島県職業能力開発協会内に福島県地域技能振興コーナーを設置する。 ② 福島県地域技能振興コーナーは、福島県内利用者の相談窓口として、ものづくりマイスターの認定に係る相談、ものづくりマイスターの派遣のコーディネート及び連携会議の開催を主たる業務として行う。 ③ 福島県地域技能振興コーナーは、中央技能振興センターに対して、地域における事業の実施状況、実施結果等必要な報告を行う。
(２) 地域技能振興コーナーの事業実施体制	福島県地域技能振興コーナーは、以下のような事業実施体制をとる。 ① コーナー業務の総括・責任者としてコーナー長を配置する。(１名) ② コーナー業務として一般職員(経理担当)及び事務補佐員(事業担当)を配置する。(各１名ずつ)

２．ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務

区 分	事 項
(１) ものづくりマイスターの開拓	地域のニーズを把握し、熟練技能者を抱える企業・業界団体等の情報収集を行い、ものづくりマイスターの掘り起こしを行う。 【ものづくりマイスター新規認定者目標数】 ８人 ・過去３年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対して、引き続き活動する意思があるか否かを確認し、意思がないときは、登録解除の手続きを行う。
(２) ものづくりマイスターへの説明	認定を受けたものづくりマイスターが、実技指導等を開始する前に、活動する際の条件等について通知・説明を行う。また、指導技法講習会を受講する必要がある場合、その旨を通知する。
(３) 申請書類の取りまとめ	認定申請書類・添付書類等の内容を確認し、取りまとめを行い中央技能振興センターに提出する。

区 分	事 項
(4)ものづくりマイスター に対する研修	新たに認定されたものづくりマイスターに対して、実技指導の結果報告書（活動報告書）の作成方法等事務を含む指導技法講習会を実施する。指導技法講習会では「指導技法講習テキスト」、「個人情報の保護」、「ハラスメントの防止」等の資料を活用して研修を行う。

3. ものづくりマイスター及び熟練技能者の活用に係る業務

区 分	事 項						
(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助	企業・業界団体、教育機関、公共施設・民間施設等に、本事業案内パンフレット（リーフレット・チラシ）等の送付、または、訪問により本事業のPRを行うとともに相談・援助、ものづくりマイスターの派遣等を行う。						
(2) ものづくりマイスター 及び熟練技能者の派遣による指導の実施	若年技能者の人材育成に取り組む企業・業界団体、教育機関等からの要請により、ものづくりマイスターを派遣して技能検定課題や競技大会課題を用いるなど効果的な実技指導を実施する。 【活動者目標数合計】2, 800人日（前年比+300人日） （令和7年度活動者目標合計2, 500人日） ・活動者目標数 <table> <tr> <td>◇企業・団体</td><td>160人日（延べ10社）</td></tr> <tr> <td>◇工業高校等</td><td>1, 000人日（延べ19校）</td></tr> </table>	◇企業・団体	160人日（延べ10社）	◇工業高校等	1, 000人日（延べ19校）		
◇企業・団体	160人日（延べ10社）						
◇工業高校等	1, 000人日（延べ19校）						
(3) ものづくりマイスター 及び熟練技能者による若者に対する「ものづくり魅力」発信	地域若者サポートステーション、小中学校、公共・民間施設等からの要請により、ものづくりマイスターを派遣し、ものづくり体験教室を実施し、「ものづくりの魅力」を発信する。 ・活動者目標数 <table> <tr> <td>◇サポートステーション</td><td>60人日（延べ6か所）</td></tr> <tr> <td>◇小中学校</td><td>1, 200人日（延べ22校）</td></tr> <tr> <td>◇小中学校等の児童・生徒等を主とした不特定多数の者に対する「ものづくりの魅力」発信</td><td>380人日（延べ15か所）</td></tr> </table> 【別枠】熟練技能者による派遣指導活動者数 ・活動者目標数 10人日（1か所）	◇サポートステーション	60人日（延べ6か所）	◇小中学校	1, 200人日（延べ22校）	◇小中学校等の児童・生徒等を主とした不特定多数の者に対する「ものづくりの魅力」発信	380人日（延べ15か所）
◇サポートステーション	60人日（延べ6か所）						
◇小中学校	1, 200人日（延べ22校）						
◇小中学校等の児童・生徒等を主とした不特定多数の者に対する「ものづくりの魅力」発信	380人日（延べ15か所）						

4. 地域における技能振興事業の実施

区 分	事 項
(1) 技能五輪全国大会予選の実施等	① 技能五輪全国大会の予選の実施 企業・教育機関等へ予選会の参加を促し、若年者の技能レベル向上を図るとともに、技能尊重気運を醸成する。 ・令和9年1～2月実施予定（西洋料理1職種：5人） ② 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施 技能五輪全国大会、若年者ものづくり競技大会等に参加する選手・指導者に対し参加経費の支援を行い、大会参加の促進を図る。 ・技能五輪全国大会（愛知県 12/4～12/7）5職種 選手・指導者共に7名 ・若年者ものづくり競技大会（富山県 8/1～8/3）7職種 選手・指導者共に9名
(2) 卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度の紹介コンテンツ作成支援	社会一般に技能尊重の気運を浸透させ、若年者が技能労働職の道に入職する事を促進するため、卓越した技能者（現代の名工）、及び、その技能（匠）を紹介するためコンテンツの作成支援を行う。
(3) 「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業に係る対応	両事業のいずれかに認定された事業者から認定内容の変更・廃止等の相談を受けた場合、速やかに中央技能振興センターに連絡し問い合わせを行い、指示に従う。

5. 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営

区 分	事 項
(1) 連携会議の設置	福島県、福島労働局、経済団体等をメンバーとした連携会議を設置・運営する。 *メンバー 厚生労働省福島労働局、福島県商工労働部、福島県教育庁、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福島支部、福島県商工会議所連合会、福島県商工会連合会、福島県中小企業団体中央会、福島県技能士会連合会、福島県職業能力開発協会
(2) 連携会議の開催回数	連携会議は、年2回開催する。 メンバーの意見を取り入れ、実施計画や推進計画の策定、ものづくりマイスターの活用等の事業実施、地域技能振興事業

	の取組などにあたっての連携・協力のあり方の検討、並びに事業の実施状況管理を行う。 ① 1回目（4月下旬開催） ・新構成委員の委嘱 ・事業概要説明 ・令和7年度事業実施結果報告 ・令和8年度事業実施計画（案）の提案等 ② 2回目（12月中旬開催予定） ・令和8年度事業実施状況報告 ・令和9年度事業推進計画（案）の提案等
（3）労働局との連携	福島労働局と連携を図り、中小企業及び教育機関（大学や専門学校等）におけるマイスター派遣指導について、福島労働局と連携の上、派遣先の開拓を実施する。

6. 全国斉一的な事業展開の担保

区 分	事 項
（1）全国会議の開催等による中央技能振興センター・コーナー間の連携の強化	中央技能振興センターとコーナーが密接に連携して、円滑な事業展開を図るため、全国会議やコーナー職員会議（意見交換会）等の出席により、事業方針の確認・調整、実務ノウハウの向上・共有などを図り、全国斉一的な事業展開ができるように対応する。

7. その他

区 分	事 項
（1）成果目標	① ものづくりマイスターの実技指導を利用した企業・業界団体又は教育訓練機関の満足度 90%以上 ② ものづくりマイスターの実技指導の内容を理解し、今後に生かせるとした受講者の割合 90%以上 ③ ものづくりマイスターの授業等への講師派遣を利用した学

	校の満足度 90%以上 ④ ものづくりマイスターを活用した企業又は業界団体が技能検定又は技能競技大会を人材育成に活用する契機となった割合 90%以上 ⑤ 技能検定又は技能競技大会のためにものづくりマイスターを活用した企業又は業界団体が今後の人材育成に係る意識変化（技能の重要性に関する理解が進んだ等）があった割合 80%以上
（２）活動目標	① ものづくりマイスターの新規認定者数（延べ人数） 認定者数 8人 ② ものづくりマイスター派遣指導活動者数（延べ人日） 活動者数 2,800人日